

三原市週休 2 日適用工事等実施要領（農林水産工事）

令和 7 年 1 月 6 日制定

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休 2 日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

（1）週休 2 日適用工事

ア 週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休（現場閉所日数の割合が 8 日/28 日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 現場閉所とは、巡回、パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ウ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間

（イ）工場製作のみが行われている期間

（ウ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

（2）週休 2 日交替制適用工事

ア 週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が 8 日/28 日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。

なお、一時的とは、2 週間未満とする。

ウ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

エ 対象期間は、上記の 2（1）ウのとおりとする。

オ 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。

3 対象工事

災害時の緊急対応工事は対象工事から除く。

（１） 週休２日適用対象工事

原則、全ての工事で週休２日適用工事を実施し、現場閉所が困難な工事は、週休２日交替制適用工事で実施するものとする。

（２） 週休２日交替制対象工事

現場閉所が困難な全ての建設工事等を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア 緊急性が高い工事や通年維持管理工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事等

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事等

4 実施方法

（１） 週休２日適用工事

ア 受注者は、工事着手までに別記様式１「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月７日までに監督職員に提出するものとする。

ウ 週休２日を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、週休２日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。

オ 受注者は、工事着手までに週休２日交替制に取り組む旨を協議した上で、週休２日交替制を行った場合、設計変更することができる。

（２） 週休２日交替制適用工事

ア 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方

法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月 7 日までに監督職員に提出するものとする。

ウ 週休 2 日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、週休 2 日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿により監督職員に提出するものとする。

5 経費の補正

（1） 週休 2 日適用工事

表 1、表 2 に示す各経費の補正係数を乗じることとする。また、市場単価における補正係数については、表 3、表 4 によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表 5、表 6 によるものとする。なお、当初設計においては、4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。

（2） 週休 2 日交替制適用工事

表 1、表 2 に示す各経費の補正係数を乗じることとする。また、市場単価における補正係数については、表 3、表 4 によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表 5、表 6 によるものとする。なお、当初設計においては、4 週 8 休以上（現場閉所率又は休日率 28.5%（8 日／28 日）以上）の経費を見込んで発注し、達成できなかった場合は、補正係数を除いて変更契約を行うものとする。

（3） その他

労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く）とする。

表 1 各経費の補正係数

(土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事）

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
週休 2 日 (4 週 8 休以上)	1.02	1.02	1.02	1.05
週休 2 日交替制 (4 週 8 休以上)	1.02	-	-	1.01

表 2 各経費の補正係数（治山林道必携適用工事）

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
週休 2 日 (4 週 8 休以上)	1.05	1.04	1.04	1.06
週休 2 日交替制 (4 週 8 休以上)	1.05	-	-	1.03

表 3 市場単価の補正係数（土地改良工事積算基準適用工事）

名 称	区 分	補正係数
		週休 2 日・週休 2 日交替制
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01

吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

表 4 市場単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名 称	区 分	補正係数
		週休 2 日 週休 2 日交替制
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.03

表 5 土木工事標準単価の補正係数（土地改良工事積算基準適用工事）

名 称	区 分	補正係数
		週休 2 日・週休 2 日交替制
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02

コンクリートブロック積工		1.02
構造物取りこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

表 6 土木工事標準単価の補正係数（治山林道必携適用工事）

名 称	区 分	補正係数	補正係数
		週休 2 日	週休 2 日交替制
区画線工		1.05	1.05
排水構造物工		1.05	1.04
コンクリートブロック積工		1.05	1.04
構造物取りこわし工	機械	1.04	1.04
	人力	1.05	1.05

6 工事成績評定

4 週 8 休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお、週休 2 日を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しない。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 7 年 1 月 6 日までに公告した工事については、従前の例により取り扱うものとする。